

令和3年度第2回岩手県立図書館協議会会議録

1 日 時 令和4年3月9日（水）13：30～15：20

2 場 所 岩手県立図書館 研修室

3 出席者

(1) 協議会委員

吉植庄栄 委員（会長） 小山嘉朗 委員 菊池 桂 委員 工藤 巧 委員
澤口たまみ委員 澤口杜志 委員 中村雅彦 委員

(2) 事務局

ア 県立図書館

藤岡館長 後藤副館長 佐藤主任主査 鈴木主任
佐藤主任 木村主事 千田主事 菅原会計年度任用職員

イ 生涯学習文化財課

佐々木社会教育主事

ウ 指定管理者

北條総括責任者 似内副総括責任者 安保副総括責任者 似内サービス部長

4 会議の概要

(1) 開会

岩手県立図書館管理運営規則第10条第2項に基づく会議の成立を報告

(2) 挨拶

藤岡館長

(要旨)

・コロナの中ではあるが、当館の事業、県民の皆様方へのサービス等もなんとか提供できたと思っている。2月に予定していたつどいが開催できず残念ではあったが、できることを可能な限り進めていこうという姿勢で今年度臨んできた。十分とまではいかなくとも最低限のことは県立図書館としてある程度進めていくことができたと考える。これも委員の皆様のご支援あつてのことで、御礼申し上げます。

・4月はいよいよ100周年の式典を迎える月になる。100周年の企画については現在4階のフロアで企画展がスタートし、オープニングを飾っていただいている。準備の方は副館長を中心として一丸となって進めている。現在県議会が進んでおり、来年度予算の審議が大きく占めているが、知事査定の中で知事から「図書館100周年、これは大事だと思う、県の150年と合わせてやっていけばいいと考えています。」という、図書館という言葉を出していただいたコメントというのは非常に意義が大きいと思う。知事のコメントを受けて県の教育長は、「県の情報発信の拠点は県立図書館だと考えている。県の150年記念事業に関連した積極的な情報発信もぜひお願いしたい。今後ますます県立図書館としての役割、機能ということ

が大きくなってくのではないか、ぜひ頑張ってもらいたい」という言葉もいただいている。こういう知事、教育長の思いというものも受け止めながらこれまでの 100 年の歩みを振り返り、これから先 100 年を考えていく大事な節目にしていければいいと考えている。

・12 月末に岩手日報の社長と会う機会があり、その際社長より、「実はニューヨーク公共図書館に行つてすごく大きな感動と感銘を受けた。合わせて報道機関としてとして文化振興にもっと尽力してこなければならなかったと少し反省もしている。図書館 100 周年という話を聞いている。是非これを機にできる限り支援をしていきたい、一緒に何かできるといいですね。」というお話をいただいた。こういう応援のお話をいただくと、これから先の広がりや可能性を感じることができると改めて思った。

・現在 100 周年に関わつて報道関係機関から取材もたくさん受けているところだが、その中のある記者さんが、「日頃は事件、事故の取材ばかりだが今日のように文化的でアカデミックな取材をすることができるのがすごく嬉しく思います」ということをおっしゃっていた。図書館の存在をそういう風に受け止めていただいている一つの姿かなと私自身も大変嬉しく思った。是非そういう声にこたえていけるような存在でありたいと考えているところである。

・令和 4 年度を迎えると県の施策としていわて県民計画アクションプランの改定期を迎える。当館としてはこの 100 周年の節目をうまく活用しながら、これまで委員の皆様方からご意見をいただいている通り、図書館関係の文言をアクションプランにたくさん盛り込むことができればいいと思っているところ。是非、県の施策と関連付けを強めながら今後の取り組みということを考えていきたいと考えている。

(3) 諮問から答申までの流れ

〔資料No.1 裏面より副館長から説明〕

【田村委員】(諮問から答申までが)長期の印象が強い。1つ気になるのは、最終的なゴールまでの間に委員の任期の入れ替えなど人的なことはどのように考えているか確認をしたい。

【後藤副館長】任期は 2 年ということで決まっており、今年 6 月 30 日までが皆様の任期になる。次回協議会までは皆様の出席は決まっているが、その次については新たな任命となる。

【中村委員】今回の答申について、岩手県全体の公立図書館も含めた内容ということを協議していくのか知りたい。

【後藤副館長】平成 24 年版の作りだと県立図書館が市町村立図書館の後に出てくる。市町村立図書館は身近な図書館として基本的なサービスが羅列、説明してあって、その後に県立図書館が来る。これは市町村立図書館の支援のためという位置づけである。文面が県立図書館は圧倒的に短い、市町村立図書館と共通の部分が多いので、それを準用して市町村立図

書館を支援してくださいという基準になっている。同様に考えた時、この指針についても県立図書館は支援の立場に変更は無い。そのようなことを考えると館種を越えて図書館のすべきサービスは、県立の立場でも市町村立の立場でも変わらないものとして捉えるべきだ。その上で、それを知らないとこちらも適切な支援ができない。全体的に県立だけが良くなっても図書館界、図書館の政策的には相応しいものにはならない。もちろん市町村それぞれに運営方針を立てているが、個々の努力に押し付けるというものでもなく、もっと共通的に市町村立図書館を県立図書館が支援する点は何であるのか、を明示せねばならない。毎年県内市町村図書館を回って歩いて聞き取りもしているが、明確な基準はこのような古い指針しかないため、新たに時代にふさわしいものとして作り直すことを通して県立図書館の役割がようやく果たせるのではないかということを考えている。県立図書館の協議会ではあるが、市町村立図書館の立場のこともよく考えつつ、この資料の構成をそのまま踏襲するか、指針が今のままでいいかについて皆様にご意見をいただく必要がある。もし県立図書館の部分だけの指針でよいということであればそのような指針になって問題はないかもしれない。そこは決まった話ではない。

【藤岡館長】補足として岩手県の公立図書館等の振興指針というのは岩手県の教育委員会で作成しているものであり、これを改訂するとなると、たぶん県の教育委員会の中で改訂委員会というのが作られるのが通常だと思う。つまり改訂するための特設の委員会が有識者等もお呼びしながら作られていくということだと思うが、そこに先んじる形で県立図書館の協議会としても意見を届けたいというのがそもそものスタートである。昨年ご意見をいただいた中にも改訂していかなければというものがあり、先ほどの意見書の中に示された。だとすると県立図書館という視点もそうであるし、それ以外の所も含めて県立図書館の協議会としてのご意見がどういうところにあるのかというのは明らかにしておいた方がいいのではないかと。答申は私が受け取るわけだが、それを県の教育委員会の生涯学習文化財課のほうに、こういう答申がされましたという形でお届けすることになる。それに基づいて是非改訂を進めてくださいという流れになってくるのではないかと。県立図書館は指針を改訂する立場にないが、今のままでは時代に合わない部分もあるので、是非この協議会でも意見をたくさん出していただき、それを県に届けるということが大事なことではないかということでの今回の諮問となる。

【工藤委員】中村委員がお聞きになっていることは、本協議会ではどこからどこまでが守備範囲であるのか、という意図であると思う。今の副館長、館長の説明だと、県立図書館だけでなく市町村もということである。実際には図書館法上で図書館協議会が設置されているが、その図書館法の下に「望ましい基準」というものが政令として出ている。その中では公立図書館の役割、市町村図書館の役割、県立図書館の役割も含まれているが、特に県立図書館の役割というのはしっかりと別建てである。その中には公立図書館の支援の他に学校図書館、それからその他の図書館との連携を図る。更に美術館、博物館とかの類縁施設との連携を図りなさいと明記されている。これが県立図書館の役目なので、その県立図書館の

協議会ですから私たちの守備範囲は図書館だけにはとどまらなくて、そういう類似施設にも及ぶのではないかと思うがいかがであるか。

【藤岡館長】工藤委員の考え方の通りと考える。ただ委員の皆様方のそれぞれのご立場があり、今回の場合はこの指針をたたき台としてご自身の専門領域の範囲で是非ご意見をいただければという意図であり、もちろんこの指針の中の県立図書館のページの部分についてはよくよくご検討を依頼したい。

【田村委員】諮問から答申までの流れというのは理解できた。これは、事前にざっと読んできた。その時に例えば私自身の立場は町の教育委員であり、そうすると教育委員の管轄には町の図書館がもちろん入っていて、定例の月1回の会議では図書館の報告がある。町立図書館の実情を日々見ながら過ごしているが、やはり今話題になっている市町村図書館の支援あるいは連携というのは非常に大事であるという実感を持っている。町内という小さな単位の中で日々活動しているがやはり、他の図書館はどうだろう、あるいは全体の中でのわが町はどういう状況なのか、今後どうあればよいかということが常に私自身の中には教育委員の立場からすると非常に重要である。そのような意味ではこれから皆さんのご意見があったら答申になっていくのではないかと思うのですが、今の時点では、私自身は大変重要なことだなどと考えている。

【小山委員】まずは読み込まなければいけないと思っているが、私は図書館の現場の人間ではないので現状の情報を含めてあまり予備知識を持ち合わせていないもので、これを見た場合に目につくのは色々な目標値が入っており、2010年度まで。それがどのようになされたのかというその答えが書いていないので、評価しにくい。基準となる数字がないものかどうなのか、いずれにしてもこれは指針という割にはかなり細かい数字も書いてあり、この手のやつはよく県とか市町村の総合計画等にもあるが、計画を立てたらばその結果どうなったかというのが検証されていなければいけないと思う。まずこれは、目標に対してどのような検証をしたのかというのが知りたい。それを元にまた現代につながる話もできるかと思うが、次の指針を作るにしてもそういう目標値を入れる形にするのか、更に立てたらばそれをどのように検証するのか、そのような視点がないとただただ作りっぱなしで終わってしまうということになる。このプランを検証したデータがあるのかないのか。もし意見を出すのであればそのデータをもとに判断材料の1つにしたいと思うので、検証の有無を教えてください。

【後藤副館長】この指針について、2010年というのが当年の目標という書き方をしている。例えば p.11。市町村立図書館の年間貸出冊数について。人口の5倍以上の貸出を目指するという目標がある。私もこれがどうなっているのかというのがその後気になり、先ほど冒頭でお話した通り、それを検証するデータを検討した。これについては人口と貸出冊数があれば出せる。しかし、検証の結果はどこにも出ていない。したがって、この目標値がどのようになつたかの結果は、まだどこにも公表されていないが、検証できるものと検証できないものがどうやらありそうな感じがする。それについては、まだはっきり確約できるものではな

い。

【小山委員】いずれ基準となるものがひとつないと、意見が述べにくい。あと、意見書にもある通り見直しが必要と指摘されている部分、特に今の数字以外の部分で、例えば例として明らかに今にそぐわないような例はあるのか。どのようなことが現状と合っていないのか、例はあるか。

【後藤副館長】平成 24 年の文科省の告示事自体は変わっていないが、それはお話した通りその前の平成 13 年のまず告示があって、その間にこのプランができています。私も突き合わせてみないと平成 13 年から 24 年の改定でどこが大きく変わっているかは、説明できない。おそらくこれも影響を受けている可能性があると思うが、私が今ここというのはひとつとして例示ができない。

【議長】気づいたところだとまず p.23 の先進事例は、当時の先進事例ではあっても今では割と当たり前であること、あと現代的な課題である電子資料の導入等は、当時は意識されていなかったのも全く盛り込まれていないなど、やはり 10 数年経って、この業界の課題も大きく変わっていると思う。それゆえ更新の必要性は非常に高いのではないかと感じている。

【工藤委員】このまま読み込んで基準がない、全然評価されていないとなると、委員の皆様方に自分で調べてやりなさいというのは少し筋が違うのではないかと。私たちは検証結果の資料が出てはじめて意見を考えることが可能だと思われるので。ちょっと順番が違う気がする。

【藤岡館長】実は 6 月に今のような意見交換をしていただきたいなという考え方だった。読んで率直な感想等をお互いに出し合わないという視点も見えてこないのではないかとということでワークショップ入れるという意味での 6 月だった。今ここがわからない、今どういうところが課題かとか、そういうところをいっぱい出していただいて、そのご意見をもとに、こちら側で資料を用意して次までに資料をお届けするという流れを考えている。今日は時間が限られているのでまず諮問させていただいて、ここから 2 年間の流れがこういうのでよいのかという確認をいただくというあたりまでを想定していた。

【小山委員】まず知りたいのはこの指針が作られた時にどのような目的でどのような風に使われたのかということの後でもいいので知りたい。それに準じた考え方の指針をつくるという考え方でよいのかとういことも含め、6 月でも結構なので、最初にこれがどのような風に使われていたのかも含めて、もし調べることができるのであれば。そもそもそこがはっきりしていなければ作るだけ作っても活用しなければ意味がない。そういう検証作業がきつと必要なんだろうと思う。

【工藤委員】同じことだが、もし付け加えるのであれば委員の皆様方にデータに関わらない部分、最初の趣旨から県立図書館、岩手県の教育委員会として何を考えてどのように持っていくとしているのかという理念や目指す所を読み込んでいただきたい。今後この数字の目標を掲げることとは別に、一体岩手県の図書館はどのような未来に向かっているのか、をこの場では協議すべきである。このプランは「未来を拓く」と書いてあるが、どのような図書

館が岩手の未来を拓いていくのかというのがちょっと足りないという気がする。新プランの策定まで時間があるので、むしろデータを見るよりは理念を考える方が合っている気がする。

【議長】まとめると、最初に書かれている趣旨や当時の岩手県が考えていた理念をおさえる。そして、背景理解をした上で、何に使われたのか、どのようなことのために作られたのかおさえるということを次回までに事務局が準備いただく。あと数値的なことも大事だと思うので、今日は、日本図書館協会が出している『日本の図書館：統計と名簿 2020』そ持ってきた。この統計には、各市町村の図書館、都道府県立の図書館、大学まで全て統計データが載っており、このデータで検証していくというのが良いと思う。このようなことを6月までに着々と進めていけばと思ったが、よろしいか。

【事務局】了解した。

(4) 協議 (1)

令和4年度岩手県立図書館経営計画について

[資料No.2 より副館長から説明]

【田村委員】震災関連について大変いい取り組みだと思う。是非よろしく願いたい。まだまだ10年11年と言いつつまた新たな防災意識について大変必要な世の中ではないかと思っている。たまたま昨日、地元の小学校で11日に話をするのをお願いされて資料を求めてこちらの図書館に来た。児童図書の方に行ったら、スタッフから資料が分散しているかもしれないと言われ、探していただいた。この時期だけでなく、やはり岩手県としては関連資料をきちんと1つの所にまとめるべきである。そうすれば、利用者の私たちは大変助かると思う。昨日たまたまそういうことがあったので、是非よろしく願います。

【工藤委員】さっき少し話したが、県立図書館の役割というのは、全面的なサービスを提供することなのか、あるいは機能を分担することなのか。機能を分担というのは、他の図書館と機能を分担して岩手県全体の図書館の機能を高めることなのか。いわゆる以上のような全面的サービス論と機械的分担論と、大きく分けるとそのような流れがある。でもご承知の通り岩手県は全面的サービスのスタンスで現在運営されていると思う。そのような視点からすると、当然全面でされているカウンターを中心としたサービスは県民の皆様の前で非常に丁寧に対応なさっていただいている。かたやバックヤードの方の対応はどうかといったことを考えると、これは主に市町村連携になるのではないか。そのような視点から図書館経営計画を眺めると、学校支援は先ほど副館長が言った通り学習支援スペースの整備が進められるようで、これは良いと思う。これは明確に予算化されるようだが、その下の市町村支援のところには太字はなにもない。相互貸借の連携については前年度となんら変わらないのか。削られた予算は復活しないのかという確認をしたい。もちろんできることからしかできないわけだが、それでも、できなくてもやらなければいけないということは常に思っていなければならない。そのような気概みたいなものが今の説明だと感じられない。とりわけ例えば電子書籍、電子図書館というのは市町村、特に町村レベルでできるものであろう

か。もうやっているところはあるが、果たしてその効果はどうか。これは色々な図書館の会議があるが、国が一括でやるべきだという風な考えも出ている。おそらくその通りだと思ふ。ただ実際問題そこまでいくには相当難しい。難しいならば、県域の中でどうあるべきかということをもまずは検討する必要があるのではないかと思ふ。もちろんこれは概要であるから機能的には予算が付く付かない、事業化できるできない、のできることだけを挙げたものだと思ふが、できないことだが必要なことについてどのように対応していくのかについて検討していく必要があるのではないかと思ふ。

【後藤副館長】ご指摘の市町村連携の予算の点は、相互利用の搬送便の点を訴えていると理解する。相互貸借の片道切符というか、その部分はおっしゃる通りなかなかこちらでは手をこまねいて見ているだけではなく、戦略的に予算全体を考えている。しかし、まだ復活はできていない。一方的に借りる館が多くて自己負担だけが増えるとか、お互いに確かに不公平な部分はあるが、北日本図書館連盟というのがあり、そちらの考えと大きく異なる仕組みでもない。そこはご理解いただきたい。一方的に蔵書の構成が違うので、うちにはなくて他館に頼りがちな館もあるしその反対もある。そうするとどうしてもお金がかかる館、かからない館がある。全部県立図書館で負担できれば一番良いが、残念ながらそこは財政当局の理解が得られなかった。一方で、搬送する際の経費の節減自体も考えなければならない。こちらのみならず郵便事業もなかなか大変らしく、昔のように殿様商売ではない。他の宅配業者と競うことで県立図書館もずいぶん安く搬送できるようになっている部分はあるが、かといって往復分を県立が負担できるだけの余裕にはまだ至っていない。今後も引き続き検討するという事しか今お話しできなくて申し訳ない。あとは確かにゴシックにはしていないが市町村立図書館の支援の中に調査研究の共同事業がある。学校の支援の状況というのが今年度テーマとして各図書館の協力を得て連携の状況を調査したものがまとまった。これは各図書館に還元されるのでそれを参考にさせていただきながら、まだ学校との連携が進んでいないということがあればそれを参考に組み込んでいただきたいと思ふ。その辺も支援ということは冒頭にいきなり国の基準にもあつて指針にも当然載るべきだと思ふ。県立図書館は単に市町村を訪問して聞いて帰って復命作って終わりではない。市町村図書館がオンライン上で自由な情報交換ができるような仕組みを結構前から作っているが、まずそれが十分に活用されていない事実があり、それを知らない市町村立図書館の職員の方もいる。情報交換は常に県立図書館は門戸を開けて応じるので、是非何なりと要望を出していただくのは逆にお願ひしたい部分である。それと研修についてもオンラインを併用しながら、進めていければ良いと考える。このような状況ではオンライン化は避けられず、県立図書館の職員もずいぶん苦勞しながら Zoom や Teams を使って研修を運営することを覚えた。対面とオンラインを併用して、常日頃の情報交換をもっと充実させ、いろいろな意見を聞いて、こちらの方からもどのような支援ができるかは常に考えていきたいと思っている。

【工藤委員】搬送費、相互貸借の経費を受益者負担的な考え方で予算を組んでいるのが、問題と考える。それは財政サイドから見れば予算のシーリングがかかっている中で、受益者負

担で当事者に負担させるべき、という指摘は多くあるのだろうと思う。しかし、果たして図書館のサービスというのは受益者負担であるのであろうか。図書館は無料の原則というのはどのような意味であるかそこをよく考えてもらわなければいけないし、相互貸借というのはちょうど一年前に勉強会をここで開いたときに、知る権利の保障事業だよと私は説明をした。ちょっと青くさいお話にはなるが、それを財政はお金が無いとってすべき論を無視するのか。知る権利を保障することはすごく大事なことはないのか。今知る権利を奪われている国民がいるが、どこの国であるかお分かりになるだろうか。報道の自由を奪われている国がある。そのようなことを言ってもない袖はそれでも振れないと言うのかどうか、私はその財政担当者の顔を見てみたいと思う。もちろんできないことはあるかもしれないが、先ほども申し上げたように継続して検討していくということをどこかに明示する必要があると思う。

【藤岡館長】今のお話はもっともだと思う。予算要求の際にはもちろん盛り込んでいるわけだが、県の財政の立場からすると、今工藤委員からもあったように、じゃあ受益者負担という考え方というのはどうなのかということも出てくるのも一つある。それからもう一つは知る権利といったときに、県が保証するということと、地方自治体つまり市町村がそれを保証しなければいけないのではないのかという考え方も当然県の中では出てくる。必要な本があればまず市町村が揃えるべきではないかという極論的な考え方も出てくる。そういう狭間の中で県立図書館としてできるだけ情報を多く持ちながら県としての役目ということを伝え、なんとかそういう部分が確保できればいいと、あの手この手と考えながら今進んでいる状況である。是非その辺については諦めているわけではないのでご理解をいただきたいのと、必ず話題になるのは、他県はどうなっているのかという状況がありますので、その辺の情報収集も進めながら世の中の流れというものを捉えて状況に合わせて対応していきたいと考えている。

【後藤副館長】受益者負担という場合に、入館料等いかなる対価も徴収してはならないというのは図書館法の17条に書いてあるが、搬送便の往復の片道の料金話は、県立図書館が負担しているのである。利用者にその対価を全面的に転嫁している話ではないと思うが、それでも受益者負担は全てよくないのであろう。図書館法の観点で問題になるのかについては限定的なのではないか。

【工藤委員】この件での意見は多く持っているもののあまり長く主張をしないが、全面的サービスとして県立図書館が充実することはいいこと。資料費を多くとって。だけどそれを直接読みに来られるのは盛岡市民だけ。県北、県南、沿岸の県民はどうしてその益を得ることができるのか。結局何か見たいと思ったらわざわざ電車賃、ガソリン代をかけて盛岡まで出てきて県立図書館を利用しなければならない。これ受益者負担ではありませんか。私はそういう制度のことでなく、実質的にそういう県民の情報の格差が生じている状況について、それを市町村によってそろえるべき資料だと館長はおっしゃいますか。市町村、そんなに年間8万冊も出版されている本を全部揃えるというのは国会図書館しかできませんよ。

【藤岡館長】もちろん我々がそれを考えているわけではなくて、そういう切り口の話もあるということ。極端な話しで言うと学校教育でいえば義務教育のことについて県がなんで保証しなければいけないという極論が出る時もある。だからそれと同じようなことがあるのかなと私は話を聞きながら思った。そうは言ってもお話があったように、同じ県民でありながら受けられるサービスの差があるという所については話を進めていかなければいけないと思う。そういうスタンスを我々がぶれずに持って交渉するのが大事かと思うので今後ともそこについては取り組んで参りたい。

【小山委員】田村委員と同じように、私も震災10年を越えたが、引き続きこれについて収集を含め情報発信を含めて継続するというご判断に敬意を表したい。収集の所で気になっているところがある。収集はすごく簡単なようで簡単ではないと思うが、どうやって集めるのか手段を知りたいのと、市町村には色々な図書館があるし、郷土資料館もあるが、県立図書館としてはすみ分けというか、県立としての役割を何か考えているのか、収集という視点に絞ってもし考えがあれば教えてほしい。

【佐藤主任主査】県立図書館と市町村図書館ではそもそも収集する資料の中身が若干違っており、市町村の図書館は住民の最も求めるものを中心に集めていくという考え方だと思うが、県立の場合は直接サービスもあるが、まず市町村図書館の図書館という役割もあるので、市町村でなかなか収集できないようなものを県立では収集するという方針になっている。書店で並んでいるようなベストセラーとかそういうものを収集するというよりは、それぞれ各分野の専門書、全集などの高価なもの、それから郷土資料を一番重要に考えており、郷土資料の網羅的収集をしている。市町村の訪問の話が先ほど出ましたので、市町村を訪問した時に県立図書館にどのようなものを収集してほしいかというリクエストも受けているが、そこで出る回答も今説明したものと全く同じになっている。

【小山委員】この後にも連絡協議会の話があるようですが、支援的な意を含め県立としての役割というのはきっと収集という考え方もあると思うので、連携を密にしながら是非進めていただければと思う。

【田村委員】今のご意見に個人的に私が出会っていることを補足させていただく。郷土芸能等に大変関心を持って郷土資料に行くのだが、そうすると地元の小さな図書館では置けない全県を対象にした各市町村で発行したそういう資料が大変丁寧に収集されている。そうすると私はいつもスタッフの方に相談してお借りしていく。大変これは良いことだと思うので、更に色々な市町村等、各団体等で発行した貴重な資料を県立図書館は収集しており、そういうものを利用したい利用者がいると更にアピールをして各方面の資料をたくさん揃えていただきたい。利用者としての要望なのでよろしくお願ひしたい。

【議長】まず、4階の学習支援スペースの整備については、委員に就任してからずっと大学の図書館のようにアクティブラーニングスペースのようなものを作ってほしいと提案してきたのがやっと文言にされたので大変嬉しく思う。是非いいものを完成していただければと思うし、私もお役に立てることがあればこれまでの経験等で応援していきたいと思う。市

町村支援に関しては工藤委員がおっしゃったように黒字の重点項目がないので、例えばこれは提案ですが次の資料 3 の連絡会等ですね、市町村図書館との懇談の場やプラットフォームをつくるみたいなものを入れるといいのではないかと思ったのだが、その点に関してご検討いただければ。あと、学校教育支援については是非入れていただければありがたいが、今国策で探究学習の教育が拡大されているのでこれを支援していくといったような文言を入れていただけると、トレンドにあった形になるのではないかと考えた。それに相まって現在ギガスクール構想でひとり一台端末が急激に進展しているので、それに対して電子資料を提供する等というのは非常にわかりやすい支援の形になると思う。特に岩手県は広い地域の割に、人は散会しているので、電子資料を展開するには非常にフィットした場所だと思う。先ほど市町村のといった話があったが、市町村図書館のスケールメリットだと大変小さい規模でしか導入できずに、なおかつ格差と館内の方の温度差によって、ある図書館では電子資料のパッケージを入れられるが他は予算が確保できないだとか議会が通らないだとか、あるいはそもそも問題として考えていないとか、非常に格差が大きいので、やはり県立図書館が旗振りをして引っ張っていく形になるといいのではないかと感じている。それから資料の収集の性格の違いだが、県立図書館は一般書より研究書や専門資料、郷土資料の収集が中心なので、そういったものを電子的に全県で利用できるような形で考えていただけないのか、ということを考えている。ギガスクールとセットでこれを考えなくてはならないので、上の学校教育支援の所にそういう文言が入ったらいいのではないかと考えた。

【藤岡館長】今の吉植先生のお話の中で出たアクティブラーニングとか、高校で進められている総合的な探究の時間への対応ですが、嬉しいことに昨年度花巻北高校さんが 1 回目 130 人、2 回目冬に 150 人来館いただいて、図書館を利用しながら自分の探究学習を進めるというような事例があった。そういうことが県内の各高校に情報発信をしてもっと使ってもらえるような状況にはしていきたい。幸いうちは TRC さんのご協力を得て多くの司書資格を持っているスタッフがたくさんおり、そういう方々と高校生が直接やり取りするという場もあったようなので、そういうことがもっともっと広がってくると図書館の活用というのが変わってくると思っている。それから市町村の館との情報交換のお話もあったが、実は来年度からオンラインを通じて情報交換の場を年数回設置しようかということでも検討を進めている。令和 5 年に全国大会があるのでこの後情報提供がありますが、そこに向けて分科会運営とか全体運営について話をしていかなければいけないのだが、委員会の時だけというのはちょっと難しいのではないかと考えている。時間制限ありの定期的な形で皆が参加できる、Teams 等を使えば多分可能なのではないかと考えている。全国大会のことに触れながら、それと合わせて今のそれぞれの館の状況等について皆さんで意見交換となるような場が定期的に年 3 回程度くらいできればと考えていて、この後うちの職員が考えると思うが、そのような場が設置されれば、ホームページ上でのやりとりだけではなく対面的なものでの情報交換が充実し、市町村支援につながってくるのではないかと考えているところ。

【田村委員】今お聞きして大変いいことだなと思った。自分の地元の図書館が例えば学校と

の連携を大変色々進めてきている。だが、他の市町村の図書館の良い情報が入ればもっともっと工夫していただけたらと思うので是非そのところを大事にしていきたい。

(5) 協議 (2)

岩手県図書館協議会連絡協議会の持ち方について

〔資料No.3 より副館長から説明〕

【小山委員】先ほどの指針の経緯と通じるところがあるが、前の話が分からないというパターンがどうしても多いようなので、これについても、廃止には廃止の背景がきっとあったと思うが、同じことを繰り返さないようにそこを検証したうえでどういう目的の協議会にするのかという形にしないといけないのかなと思う。それから図書館協議会がないところの対応についてはどうするかという所も課題でしょうし、あとこの名称ですが、「協議会委員」とつけてしまうと市町村によってはそういう協議会を持ってない事情のところもあるでしょうから、例えば「図書館連絡協議会」でもいいでしょうし、この「連絡協議会」という名称にこだわらなくてもよいと思う。それは皆さんのご判断になってくる。

【工藤委員】今の小山さんの「委員」を取ったらいいのではないかというのは、その通りかと。個人ではなく市町村の図書館協議会の連合会ではないが協議の場という形の方が良いのではないかと思うし、各市町村の協議会は市民の声を市政、町政、村政に届けるという役割をしているわけで、市民の声をこの連絡協議会を使って今度は県政に届けるという場にもなるのではないかと思う。もちろん従来は秋に行われている合同研修くらいしかやってなかったのではないかと思うので、今回一番目の指針の改定のスキムの中でもそのような連絡協議会みたいなものを活用する場が出てくるのではないかと思う。これは賛否を取って決めるようなものではないと思うので、各自治体ではなく、県立図書館が聞く耳があるかどうかということだけだと思う。是非積極的に市民、市町村の声を聞く一つの場としてチャンネルを設けることが有効なのではないかと思う。県立図書館対協議会ではないですが、そういう場は多く設けることがよろしいのではないかと思う。そして無設置の団体があるので、従来は公民館の職員にも案内を出していたはず。そのような形で案内を出し、是非参加をとという形をと考えていただければと思う。

【後藤副館長】先ほどのオンラインを活用したものも含めての情報交換の場をどう持つかという話もあったので、それと一体的に考えた方がよろしいのか、公民館を含めた市町村立図書館一緒になって図書館サービスを全体として盛り上げていかなければならないのでその手段の持ち方、単にこれを独立させて持ったことと、日頃から市町村ログイン等を通じた情報交換は今でも可能だが、それ以上のもっと顔の見える関係が必要だということだとすれば、この連絡協議会または協議会委員連絡協議会ですか、その名称にこだわらず、図書館職員だけではなく、協議会委員がいらっしゃるところはその方も含めて情報交換会が何回かもてればよろしいという考えのようにも思ったので、今の資料No.3の4の持ち方はまずリセットしまして、この通り実施するという形をここで決まった話ではないので、全体的に意見を交換しあえて、お互いの考えが伝えられて、それが指針の話にも繋がってくるでしょう

から、そういったもので一体的に動けるような全体的な仕組みづくりが必要だと思った。

【議長】各市町村の図書館の協議会が一堂に会して連絡協議会をやるといっても趣旨がわからない図書館もけっこうあるのではないかと思います。賛同を得る、得ないというのはやはりいらぬのではないかと思います、岩手県立図書館が主導で進める、こういう会をやると示すことで、やるのならじゃあ行こうかということになるのではと考える。逆にそれについて判断を求められるとよくわからないとか、協議会委員さんに聞いて、自分忙しいから勘弁してくださいみたいなことになると、ここまで来たのも水泡に帰してしまうと思う。例えば図書館大会や先ほどから言っている岩手県の図書館政策の策定、あるいは熱意ある方がこういった場には来るとは思われ、図書館のサポーターとしての人物の発掘にもつながるのと思うのでそういうことを盾に県立図書館はやるんだという風に示してはどうか。

【藤岡館長】一点質問いいですか。その際に岩手県立図書館協議会が主催するという考え方はありでしょうか。

【工藤委員】協議会なので、この協議会自体が会長主催になっているから、これは連絡協議会だから改めてそんなに大きな役職ではないので、県の図書館協議会の会長さんでよろしいのではないかと。たとえば会費を徴収してさらに何かもっと事業をしましょうということになれば、それはまた別の話になってくるので、そうしたらちゃんとした手続きで会長は誰々と決めなければいけない、そういうところまでは今の段階では考えられない。むしろ指針を改定するという場において県立図書館は是非こういう場を、こういうチャンネルを設けたらどうかという、それが重要ではないか。チャンネルは多い方がいい。オンラインでやるにしても何十人も出てきてしまうと、意思の疎通というか、ただでさえ顔色かわからないので、チャンネルを増やした方が県民の声、市民の声に近づくのではないかと思います。

【藤岡館長】もちろんチャンネルを増やすというのは私は大賛成ですし、それぞれの協議会さんのほうで情報交換をする場があればお互いにとって非常にメリットだろうと思う。ただそれと合わせてこちら側で考えなくてはならないのは、協議会自体の設置というのは市町村で行っている。市町村からある程度了解を得ることも我々の立場からすると必要になってくる。どうしてこの会を開くのかというある程度開催の目的を整備していかなくてはならない。そうなった時に、県立図書館が主催なのか、県立図書館の図書館協議会がみんなネットワークを広げましょうという趣旨なのかというところが多分問われると思うので、そこを少しはつきりしたい。

【議長】私個人的な考えだと、岩手県立図書館協議会の方で主催してというのは大変いいと思った。ただ議論の推移を聞いていると、協議会の方に色々情報が集まっても、県立図書館に還元する術はどうなのかなと。別の外郭の企画みたいになってしまうと、本来県立図書館にフィールドバックしなければならないのに、どう連携していかなくてはならないのかが少し気になる。そこの仕組みをうまく作れば大変いいと思う。

【藤岡館長】スムーズなのは図書館協議会さんがお互いに連携を深めるためにそういう情報交換の場を作りませんかという方が、実は進めやすいのではと思う。そうでないと、なん

で県立が市町村の協議会を動かすのかということにもなりかねない部分もある。そういう風に言う人はなかなかいないと思うが、そういう会があれば県立図書館は参加させていただく立場にあると思うし、出来ればそれぞれぞれの館でも出たいという人がいればオブザーバーのような状態で参加するようになると、ある程度広がりのあるような会になればいいなと私自身は思うが、そこについてはまた委員さん方からご意見をいただきながら、どう進めていけばいいか考えていければよいと思う。

【議長】今の説明を聞いたら納得した。

(6) 報告 (1)

岩手県立図書館創立 100 周年記念事業について

〔資料No.4 より副館長から説明〕

【議長】先着順での入場というのが講演 1 とあるが、これは往復はがきで参加とすると入れるものなのか。

【後藤副館長】皆様を含め、招待状を約 300 以上の方にご案内をしている。この方々が全員いらっしゃるとすれば、500 から引いて残りの席が一般席となるので、おそらく大体の方は入れると思うが、コロナの状況もあるので、午前の部も午後の部も定員を示していない。中止も含めて、一部中止とか定員も柔軟に動かせるようにはしている。皆様にはご案内した以上は是非出ていただきたいと思いながら、余程のことになれば人数制限がご案内した人にも影響が及ばないとは申せない状況にはある。その場合は県の職員関係者をストップしてそれ以外の皆様、市町村図書館の方は優先的にお招きしたいと思うが、なかなかコロナが危ない状況の中で皆様にも来てくださいますとは言ってもどうなのかという気持ちはある。順番的にはそういう考えであるということであるが、なにがなんでも開催するということではないが、難しい状況である。先着というのは一般枠での先着である。ご案内した方は必ず入れるという状況にあるが、500 人入る部屋のところを 200 人にしなければならない時には、その 300 人のご招待者の方々に影響がないとはいえないという、微妙な話にはなってくるが、今言っている先着の話は一般だけの話である。

【議長】講演 1 の流れから講演 2 に向かって何か一貫性はあるのか。

【後藤副館長】鼎談とトークショーとは全く連続性はない。午前は皆さんでこれまでを振り返りこれからを考えるなかでやっていくが、午後は楽しいトークショーにしたいということだけ。

【議長】せっかく午前中にいい話をするのもったいないなと思ったのだが、完全に講演 2 に登壇する方には講演 1 の内容を全く伝えないということか。

【後藤副館長】お伝えした方がよいのであればお伝えする。お祝いの中で楽しむ場面が欲しいなと思ったのだが、100 周年おめでとうございますというのは当然あると思うが、それに加えて、午前中こういう話があったそうですねという点で伝えておくことで。柚月さんは図書館の結構な利用者でいらっしゃって。子供さんへの読み聞かせもしていらっしゃる方だし。一方の阿部沙織さんは、前職が出版社に勤めていた方。やはり本にも詳しい。ある書店

の方とトークを毎月 1 回やっているような本好きの方でもいらっしゃるのですが、もちろん先ほどの方は自作だけではなく他の作品も読んでいらっしゃるわけだから、そういったことに絡めて図書館に期待することのような話とか、自分はこうやって図書館と関わってきたというようなお話はいただけるとは思う。

【議長】お二人は午前中から参加して講演 1 を聞いているわけではないのか。

【後藤副館長】そこはこれから確認をする。

【議長】もし聞いていれば触れるのかなとも思う。

(7) 報告 (2)

全国図書館大会の開催について

〔資料No.5 より佐藤主任から説明〕

【議長】質問は特になしということで。最後に一言だけ。最初の諮問に関して委員の皆様の名簿を見ると、公立図書館の代表や文化界の代表。作家界、児童サービス界、教育委員会、学校現場と代表の皆様がちょうど集まっているので、岩手県全体の図書館のことを考えるには大変よい場所だと改めて名簿を見ながら思ったので今後とも協力してやっていければと思う。